

基本手当日額の算出方法(H26.8～H27.7適用)

※離職日が平成15年5月1日以後の受給資格者

賃金日額 年齢	2,300 ～4,600	4,601 ～10,490	10,491 ～11,650	11,651 ～12,780	12,781 ～14,200	14,201 ～14,910	14,911 ～15,610	15,611～	
～29歳	賃金日額 ×0.8	(-賃金日額 <sup>2</sup> + 23,400×賃金日額) ÷23,500			賃金日額×0.5	6,390円(上限額)			
30～44						7,100円(上限額)			
45～59						7,805円 (上限額)			
60～64		※1欄外に	賃金日額×0.45				6,709円(上限額)		
65～		(-賃金日額 <sup>2</sup> + 23,400×賃金日額) ÷23,500		賃金日額 ×0.5		6,390円(上限額)			

※1  $\cdot (-7 \times \text{賃金日額}^2 + 126,440 \times \text{賃金日額}) / 117,800$  } のいずれか低い方の額  
 $\cdot 0.05 \times \text{賃金日額} + 4,196$

※2 基本手当の最低額 1,840円

基本手当の所定給付日数

①特定受給資格者の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

②一般(特定受給資格者以外)の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢		90日	90日	120日	150日	

③就職困難な受給資格者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日				
45歳以上65歳未満		360日				

高年齢求職者給付金

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給額	30日分	50日分